

畜水産食品中の残留動物用医薬品検査の流れ

山形県内で生産されている畜水産食品をみなさんが安心して摂取できるように、
食品安全衛生課の依頼により、動物用医薬品検査を行っています。

試験品ごとに決められた検査部位（可食部）
を汚染に気をつけながら採取します。



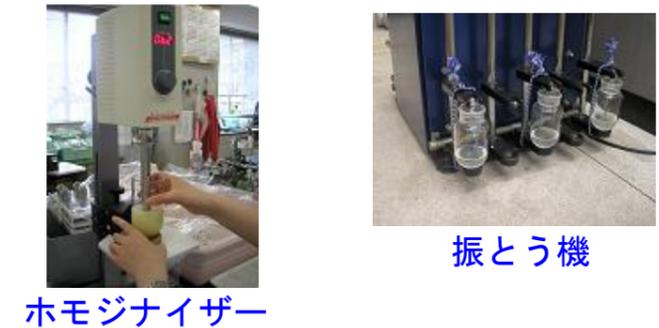
① 検査部位の採取

検査部位が均一になるようにブレンダーミル
を使って細切し、ペースト状にします。



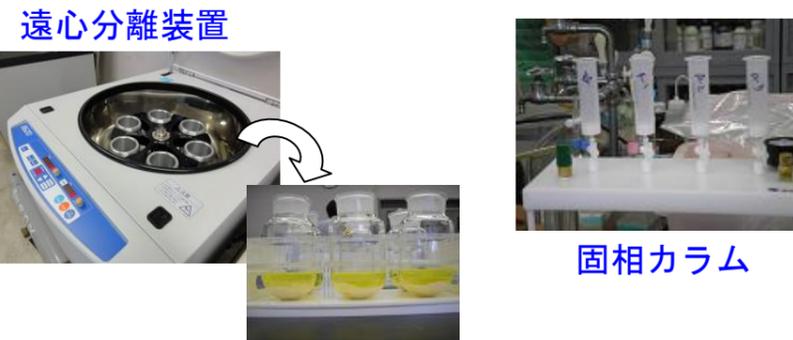
② 検査部位の均一化

一定重量の検査試料に有機溶媒等を加え、
ホモジナイザーや振とう機を用いて目的成分
を抽出します。



③ 目的成分の抽出

遠心分離や固相カラムを使って妨害物質を除去して、
分析対象の成分だけを取り出します。



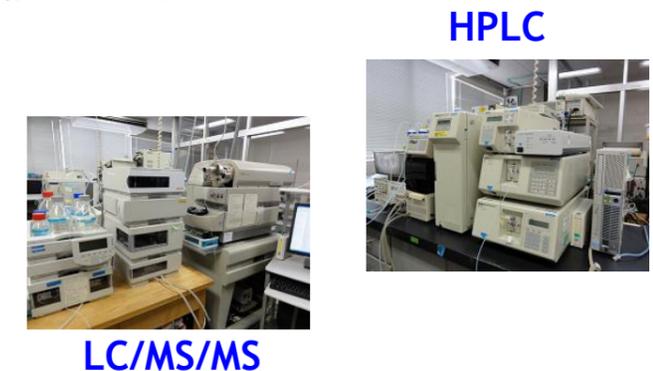
④ 精製

ロータリーエバポレーターを使って有機溶媒を
蒸発させることで濃縮します。さらに窒素ガスを
吹き付けて乾固させます。これを分析に適した溶
媒に溶かし、試験溶液とします。



⑤ 試験溶液の調製

高速液体クロマトグラフ(HPLC)、高速液体ク
ロマトグラフ・質量分析計(LC/MS/MS)で測定
し、得られたデータを解析し、検査結果として
報告します。



⑥ 機器分析